



ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

飲食店経営の難しさ

P1

三戸政和というコンサルタントのコラムがわかりやすくまとまっていたので、それを要約してご紹介します。

脱サラや退職を機に飲食店経営を安易に始めてしまう人も減らないが、飲食業は基本的には「勝てないビジネスモデル」である。事前の情報・リスク把握をせずに、安易に事業を始めて過酷な競争環境で負け続け、初期の設備投資で資金が枯渇してしまうのが典型的な「飲食業の負けパターン」。

外食産業の市場規模は 25 兆円あるが、独占的な企業がない。これは、外食産業が、毎年毎年、数多くのプレイヤーが新規参入し、競争に敗れながら退出している「レッドオーシャン」であることを示している。

外食は「箱ビジネス」であり、立地に左右され、簡単に動くことができない。隣に新しい競合店ができて、その場で戦い続けなければならない、その界隈に同様の店が乱立してしまえば、新しいものの好きの人々はそちらに行ってしまう。

集客には、お客さまが感動するストーリーやプレゼンテーションが必要だが、それらは特許のような形で保護できるものでもないで、模倣されやすい。消費者は基本「新しいもの好き」であり、飽きられる前に新業態を展開していかなければならない。

これに追い打ちをかけるのが、人材確保の問題。人口減少社会に突入し、全業種において人材確保が難しくなっているなか、「低賃金」「重労働」などブラックな印象が強くなっている飲食業界は、アルバイトの採用において大きなビハインドを背負っている。

飲食業は、市場環境をみればゲリラ戦のような状況で、そこで勝ち残るためには、武器となる食材や兵士となるスタッフはもちろん、見事な作戦つまりは時流にそったコンセプト作りやストーリー作りが大切である。どういう形で利益をあげるのか、原価率をどう下げるのかを考え抜いたビジネスモデルの構築も必要であり、ミスのない在庫管理や原価計算もとても重要である。

飲食業は、経営学の本に載っているフレームワークを全て詰め込んで、ようやく土俵にあがれるような、極めて困難なビジネスである。料理に自信があるからやってみようかなといったぐらいいのことは、どうにもならない。

ここまで言われると、厳しさばかりが目立ちます。とても勝算がないようにも聞こえます。しかし周りを見渡せば、成功して店舗を増やされたり、長く続けておられる飲食店さんも沢山あります。やるときはしっかり情報収集を行い、よく検討されることをお勧めします。



定期保険・第三分野保険の保険料の

P2

処理について改正が行われました！

2019年6月「定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い」に関する法人税基本通達が改正され、前払部分のある保険の取扱いが変更されました。

【対象となる保険商品】

- ・ 契約形態：法人契約（被保険者：役員または従業員）、個人事業主契約（被保険者：従業員）
 - ・ 保険期間：3年以上
 - ・ 保険種類：定期保険・第三分野保険
- かつ支払保険料が給与とならないもの（受取人が法人の契約など）

【適用時期】

定期保険等については契約日が2019年7月8日以後の契約分から、短期払のがん保険等については10月8日以後の契約分にかかる保険料について適用されます。

※過去の契約には遡及して適用されず、従来の税務取扱いが適用されます。

【見直しの内容】

≪定期保険等の保険料≫

最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上額（残額を損金算入）
① 50%超 70%以下 (*1)	保険期間の前半 4割相当の期間	当期分支払保険料×40%
② 70%超 85%以下 (*1)		当期分支払保険料×60%
③ 85%超 (*2)	保険期間開始日から最高解約返戻率となる期間 (*3)の終了日	当期分支払保険料×最高解約返戻率×70%（保険期間開始日から10年経過日までの期間は90%）

(*1) 取崩期間は、「保険期間の7.5割経過後から保険期間終了日まで」

(*2) 取崩期間は、「解約返戻金が最高額となる期間等の経過後から保険期間終了日まで」

(*3) 最高解約返戻率となる期間経過後の各期間において、その期間の解約返戻金からその直前の期間の解約返戻金を控除した金額を年換算保険料相当額で除した割合が70%を超える期間がある場合には、その超えることとなる期間

≪短期払のがん保険等≫

改正前	改正後	
年間の支払保険料の多寡に関わらず支払日の属する事業年度で損金算入	年間の支払保険料 30万円以下	年間の支払保険料 30万円超
	支払日の属する事業年度で損金算入	保険期間の経過に応じて損金算入

※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



【特例事業承継税制】…適用は慎重に！

P3

－ 経営者の相続における遺留分の問題 －

平成 30 年度税制改正において、後継者が相続や贈与で取得した自社株の全てについて相続税や贈与税の全額猶予や 80%以上の雇用維持要件も緩和され使い勝手は大変良くなりました。しかし、贈与税や相続税が大幅に減少（猶予）するという目先の対策に目を向けこの制度を安易に利用すると「遺留分の問題」が発生する可能性があります。

1.遺留分とは

相続人が最低取得できる権利として、民法で認められている相続分を<遺留分>といいます。生前贈与や遺言などによって、他の人が過大な財産を取得したために自分の取得分が遺留分より少なくなってしまう場合には、その人が贈与された財産などを取り戻すことができます（遺留分減殺請求権）。

2.自社株贈与後に相続が発生した場合の遺留分の問題

特例事業承継税制を使って生前に後継者に自社株式を贈与しておいても、遺留分の制度により、後継者以外の相続人から遺留分の減殺請求がなされ、結局自社株式が分散するリスクがあります。

<具体事例>死亡した先代経営者Xの財産：3億円の自社株式、2,000万円の現預金

後継者A：特例事業承継税制を使ってXからの生前贈与により3億円の自社株式を取得

相続人B：2,000万円の現預金を相続

Bが相続した財産2,000万円は、Aが生前に贈与を受けた財産3億円と比較して少ない為、Bが遺留分 $(3億円+2,000万円) \times 1/2 \times 1/2$ - 取得した財産2,000万円=6,000万円を減殺請求できます。

Aは贈与を受けた自社株式の一部である6,000万円分をBに渡さなければならず、結局株式が分散し、相続人が多い場合はさらに分散してしまうこととなります。

3.遺留分対策

①遺留分に関する民法特例（経済産業大臣の確認・家庭裁判所の許可が必要）

後継者に贈与された自社株について、遺留分の算定財産から除外（除外合意）又は遺留分の算定財産を合意時の時価に固定（固定合意）をする

②生前における遺留分放棄（家庭裁判所へ申立が必要）

後継者以外の相続人に生前贈与をするなどして遺留分放棄を納得してもらう

③生命保険の活用

死亡保険金は遺産分割の対象から外れるため、受取人を後継者とする生命保険契約に加入し、他の相続人への遺留分の支払の原資とする

【特例事業承継税制】の適用は【遺留分】もセットで考え慎重に検討が必要です（記事担当：北川）

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX